

広島県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第百九十七号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・六〇九号駅前府中線

三 事業施行期間

平成十四年十二月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし